

「中央区の森」における森林保全活動事業助成金交付要綱

24中環水第2号

平成24年4月2日

(目的)

第1条 この要綱は、中央区（以下「区」という。）の区域内（以下「区内」という。）の事業者又は団体が、中央区の森（東京都西多摩郡檜原村（以下「村」という。）の区域内の森林のうち、特定非営利活動法人里山再生塾が区と協定に基づき森林保全活動（以下「保全活動」という。）を行う区域及び区が保全活動を行うために村から貸与されている村有林の区域をいう。以下同じ。）において、第3条に規定する保全活動を行う場合に要する費用を助成することにより、保全活動を推進し、もって地球温暖化防止に寄与することを目的とする。

(助成対象者)

第2条 助成金の交付を受けることができるものは、次の各号のいずれかに該当するもののうち、次条に規定する助成対象事業を行うものとする。

一 区内に事務所又は事業所を有する法人

二 次の要件を満たす団体

ア 主に区内で活動していること。

イ 第7条の規定による交付申請の時点において、現に引き続き1年以上の活動実績を有すること。

ウ 定款、規約又はこれらに類するものを有し、団体の活動を適正に行える組織が確立していること。

(助成対象事業)

第3条 助成金の交付対象とする事業（以下「助成対象事業」という。）は、中央区の森において、次に掲げる保全活動とする。ただし、原則として10名以上の従業員又は構成員が参加するものに限る。

一 間伐

二 間伐材の運出し

三 下草刈り

四 植樹

五 作業路整備

六 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事業

(助成対象経費)

第4条 助成の対象とする経費（以下「助成対象経費」という。）は、次に掲げるものとする。

一 助成対象事業の実施日の往復に係るバスの借上げに要する費用

二 前条各号に掲げる保全活動の指導に係る謝礼金

2 助成金の交付を受けようとするものは、第7条に規定する交付申請をするときは、当該助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（助成対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により、仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に助成率を乗じて得た金額をいう。）を減額して行うものとする。

（助成金額）

第5条 助成金の額は、予算の範囲内において、助成対象経費に2分の1を乗じて得た額とし、10万円を限度とする。

2 前項の助成金の額は、1,000円単位とし、1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（助成回数）

第6条 助成回数は、1会計年度につき1回とする。

（交付申請）

第7条 助成金の交付を受けようとするものは、助成対象事業を実施する日の30日前までに、別記第1号様式による助成金交付申請書に、次に掲げる書類を添えて区長に提出しなければならない。ただし、区長が認める場合は、この限りでない。

一 助成対象経費に係る見積書の写し

二 第2条第1号の法人にあっては会社の概要書（事務所又は事業所の所在地が確認できるものに限る。）、同条第2号の団体にあっては同号アからウまでの要件を満たすことが確認できる書類

三 前2号に掲げるもののほか、区長が必要と認める書類

（助成の決定）

第8条 区長は、前条に規定する申請があったときは、その内容を審査し、助成金を交付することとしたときは、当該申請を行ったもの（以下「申請者」という。）に対し、別記第2号様式による助成金交付決定通知書により通知するものとする。

2 区長は、前項の規定による審査の結果、助成金を交付しないこととしたときは、申請者に対し、別記第3号様式による助成金不交付決定通知書により通知するものとする。

（実施報告）

第9条 前条第1項の規定による通知を受けた申請者（以下「助成決定者」という。）は、助成対象事業が終了したときは、速やかに別記第4号様式による実施報告書に、助成対象経費に係る領収書の写しを添えて区長に提出しなければならない。

（助成金額の確定）

第10条 区長は、前条の規定による実施報告書の提出を受けた場合は、その内容を審査し、助成金の交付決定の内容に適合すると認めるときは、助成金の額を確定し、別記第5号様式による助成金交付額確定通知書により助成決定者に通知するものとする。

(助成金の請求)

第11条 助成決定者は、前条の規定による通知を受けたときは、速やかに別記第6号様式による助成金交付請求書を区長に提出するものとする。

2 区長は、前項の規定による助成金請求書の提出があったときは、助成決定者に対して速やかに助成金を交付するものとする。

(助成決定の取消し)

第12条 区長は、助成決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該助成決定者に対し、助成金交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。

一 偽りの申請、その他不正の手段により助成金の交付の決定を受けたとき。

二 助成金の交付の決定内容その他法令又はこの要綱の規定に違反したとき。

三 第8条第1項の規定により助成の決定をした事業（次号において「助成決定事業」という。）と実施した事業の内容とに相違があったとき。ただし、自然災害等区長がやむを得ないと判断した事情による場合を除く。

四 助成決定事業を実施しないとき。

五 前各号に掲げるもののほか、区長が不相当と認める事由があるとき。

2 区長は、前項の規定により助成金交付決定を取り消したときは、別記第7号様式による助成金交付決定取消通知書により、助成決定者に通知する。

(助成金の返還)

第13条 助成決定者は、前条の規定により助成金交付決定の全部又は一部を取り消された場合において、当該取消しに係る助成金が既に支払われているときは、当該取消しに係る助成金を速やかに区に返還しなければならない。

(細部施行)

第14条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、環境土木部長が定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和4年1月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の「中央区の森」における森林保全活動事業助成金交付要綱の規定により作成した様式で、現に残存するものは、所要の修正を加え、当分の間、なお、使用することができる。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。